

附 則

この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使い續けて使用することができる。

○厚生労働省告示第五百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二十号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第三号中「（同法附則第八条第一項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）を（同法にいう生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を除く。）相談支援事業、移動支援事業及び同法にいう地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十四号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、平成十八年厚生労働省告示第三百三十三号（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣の定めるサービス）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス

生労働大臣が定めるサービスは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人にあつては、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。第五條第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第八項の短期入所、同条第十項の共同生活介護若しくは同条第十六項の共同生活援助のうち、主として精神障害者（法第四条第一項に規定する精神障害者）のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）以上である者又は法第五条第六項に規定する同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援若しくは同条第十五項の就労継続支援のうち、主として身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（昭和三十二年法律第百八十三号）第四号に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。）を行うものとする。

○厚生労働省告示第五百八十五号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援のうち、主として身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四号に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。）を行うものとする。

○厚生労働省告示第五百八十六号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第三百三十号（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一項第三号中、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同項第七号中、「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤室及び知的障害者福祉ホーム」を削り、同項第十二号を次のように改める。

十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（主として身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）又は知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）が利用するものに限る。）、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに相談支援事業、障害福祉サービス事業のうち障害者自立支援法に規定する生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業（主として身体障害者又は知的障害者を行うものに限る。）及び児童デイサービスを行う事業（主として身体障害者又は知的障害者を行うものに限る。）第二項第三号中「規定する」の下に「地域活動支援センター及び」を加え、「及び障害者デイサービス」を削る。

第三項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設（主として身体障害者が利用するものに限る。）第四項第二号中「行動援助及び外出介護」を「重度訪問介護及び行動援助」に改め、「行う事業」の下に「並びに移動支援事業」を加える。

附 則

一 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一項第十二号中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター、障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設」とし、障害者自立支援法に規定する」とあるのは「同法に規定する」とする。

二 施行日から障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二項第二号中「に限る。」とあるのは「に限る。」及び同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設」とする。

○厚生労働省告示第五百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八号第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一第1章の3の表を次のように改める。

施 設	基 準 生 活 費 の 額	
	基 準 月 額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する寄宿舎、盲学校、聾学校又は養護学校に附属する寄宿舎、自立支援法(平成17年法律第23号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた「旧法知的障害者通動察」という。)	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)の表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)の表に定めることによる。
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によることとされた「旧法知的障害者通動察」という。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	
国立身体障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 国立行政法人国立重慶知的障害者総合施設そのほかの園が設置する施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	
知的障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によることとされた「旧法知的障害者通動察」という。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	
旧法知的障害者通動察(旧法知的障害者通動察を除く。)	入院患者日用品費	

別表第一第2章の3の(1)の表の柱を次のように改める。

(イ) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生支援施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者支援施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設及び肢体不自由児療護施設を除く。)

(ロ) 児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設及び肢体不自由児療護施設を除く。)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)にいう指定医療機関

設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ)。

別表第一第2章の4の(3)中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

○厚生労働省告示第508号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和三十四年厚生省告示第百二十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「健康保険法第六十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第百二十六号)第十二号」を「厚生労働大臣の定める詳細療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第百九十五号)第一条第七号」に改める。

第四項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第五項中「及び介護保険法」を「介護保険法」に、「第七条第八項」を「第八条第四項に改め、「限る。』の下に「及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第六項中「第五十二条第六項」の下に「第五十二条の二第三項」を加え、「第五十三条第八項」を「第五十二条第二項」に改める。

第七項中「第八十五条第二項」の下に「及び第八十五条の二第二項」を「第三十一条の二第二項」の下に「及び第三十一条の二第二項」を加える。

○厚生労働省告示第509号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十一条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第百四十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設(同法附則第四十六条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第二号に規定する精神障害者授産施設に限る。)に入所している精神障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件第二号に規定する障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用しての精神障害者とみなす。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条第一号イ(1)中「第二十二條第一項第一号イ」を「施行規則第二十二條第一項第一号イ」に改める。

第二条第二号中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに」を「に入所しているもの、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用しての精神障害者及び」に改める。